

## ○鹿兒島県警察審議室の設置に関する訓令

(昭和55.2.28  
鹿兒島県警察本部訓令5)

改正 前略…平成13.10訓令32

(設置)

第1条 鹿兒島県警察本部に、審議室を置く。

(任務)

第2条 審議室においては、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 各部に関連する重要事項のうち総合企画又は総合調整を適当と認めるもの。
- (2) 県警察本部で立案する条例案、公安委員会規則案、公安委員会規程案又は訓令案のうち重要なもの。
- (3) 警察庁、管区警察局又は知事部局へ報告、通報する事項のうち重要なもの。
- (4) 前各号に掲げる事項のほか、警察運営に関する重要事項で本部長が特に命ずるもの。

本条…一部改正(平成13.10訓令32)

(組織)

第3条 審議室は、室長、副室長及び委員若干人をもって組織する。

(審議室の室長等)

第4条 審議室の室長は警務部長をもって充て、副室長は警務部参事官(警務担当)とする。

本条…一部改正(平成13.2訓令5)

(委員)

第5条 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 生活安全部参事官
- (2) 刑事部参事官
- (3) 交通部参事官
- (4) 警備部参事官
- (5) 警務部警務課長
- (6) 警務部会計課長

[鹿兒島警49]・

(7) 前各号に掲げる者のほか、必要により本部長が特に指名する者

本条…一部改正(昭和63.6訓令8、平成6.10訓令26、13.2訓令5)

(会議)

第6条 審議室の会議は、審議室長が招集し、その定例日は原則として毎月第1、第3の月曜日とする。

2 審議室長は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に審議室の会議を招集することができる。

3 審議室長は、会議を開き、議事を主宰する。ただし、審議室長に事故がある場合は、審議室副室長がこれを行う。

4 各部の部長は、第2条各号に掲げる事項について、審議室の審議を求めるものとする。

5 審議室の審議事項に関係ある職員は、当該審議に際し、これに加わることができる。

(幹事及び庶務)

第7条 審議室に幹事1人を置き、警務部警務課企画調査官をもつて充てる。

2 審議室に関する庶務は、警務部警務課において処理する。

旧7条…線下(平成13.2訓令5)、旧8条…線上(平成13.10訓令32)

附 則

この訓令は、昭和55年3月1日から施行する。

附 則 (昭和63.6.1訓令8)

この訓令は、昭和63年6月1日から施行し、昭和63年4月1日から適用する。

附 則 (平成6.10.31訓令26)

この訓令は、平成6年11月1日から施行する。

附 則 (平成10.12.21訓令52)

この訓令は、平成11年1月1日から施行する。

附 則 (平成13.2.21訓令5)

この訓令は、平成13年3月1日から施行する。

附 則 (平成13.10.4訓令32)

この訓令は、平成13年10月4日から施行する。